

令和3年11月26日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日に接種を行った場合の
接種費用の上乗せに係る適用期間の改正等について

平素は、本市の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、貴院のご尽力により、円滑に市民への接種が進んでおりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、令和3年11月17日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から事務連絡の発出があったことを受け、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ（以下「時間外等加算分」という。）の適用期間等について、次のとおり取り扱うことといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 適用期間について

令和3年12月1日から接種費用と時間外等加算分を一体的に請求できる新様式の予診票を使用することに伴い、時間外等加算分【第3期】（令和3年10月3日から令和3年12月4日まで）の終了日について、令和3年11月30日までに変更となり、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの期間が追加されました。

なお、令和3年12月1日以降の新旧予診票による時間外等加算分の請求方法については、令和3年11月26日付「新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票及び時間外等加算請求方法の変更について」の別紙をご確認ください。

2 時間外等加算分【第3期】に係る請求について

本改正に伴い、本市ホームページの掲載内容や第3期用の「請求書及び実績報告書」については、令和3年11月29日（月）から変更を行う予定ですが、すでに変更前の様式により作成している場合や、請求済みである場合の差し替えは不要です。

なお、受付期間及び支払い時期の変更はございませんのでご注意ください。

3 その他

大阪府が実施している個別接種促進のための支援事業（大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金）につきましても、令和3年12月以降も当面の間継続されますので、詳細は大阪府ホームページにてご確認ください。

【大阪市ホームページ】

時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000531078.html#55>

【大阪府ホームページ】

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金について

<https://hot-link.jp/index.php/osaka-vaccine-kyuhukin>

【厚生労働省からの通知】

令和3年11月17日付事務連絡

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000856534.pdf>

（
大阪市保健所
感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）
電話：06-6647-0813 FAX：06-6786-8003
）